

障がい者計画

第5期障がい福祉計画

第1期障がい児福祉計画

本計画では、「障害」と「障がい」の2つの言葉を使用しています。法令用語や固有名詞は「障害」を使用していますが、広く障がいのある方を表す場合は「障がい」を使用しています。

125 頁から 147 頁の文中表記について

- 障がい者は、18 歳以上の手帳等所持者を指します。
- 障がい児は、18 歳未満の手帳等所持者を指します。
- 障がい者(児)は、手帳等所持者を指します。

- 障がい者等は、18 歳以上の手帳等所持者、障がいの疑いがある方も含みます。
- 障がい児等は、18 歳未満の手帳等所持者、障がいの疑いがある方も含みます。
- 障がい者(児)等は、手帳等所持者、障がいの疑いがある方も含みます。

第3章

障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

第1節 計画の概要

障がい福祉制度については、平成15年度の支援費制度の導入、平成18年度の障害者自立支援法の施行、平成25年度には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律」（平成17年11月7日法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の改正施行があり、障がい福祉施策を取り巻く状況に大きな転換がありました。

障害者総合支援法では、自立支援給付と地域生活支援事業による支援サービスの種類拡大や対象者に難病患者や発達障がい等を加え、手帳を所持しなくても利用できる方の範囲を明確にしました。また障がいは十人十色であり、一律の程度として示すことは難しいため、「障害支援区分」という、それぞれの生活環境を踏まえどのような支援をどの程度必要とするのか度合いを測ることとなりました。

今後も福祉サービス利用者及び必要とする人が公平かつ安定的に利用できるよう、また、将来にわたって制度を安定的かつ効率的なものとしていくため、障害者総合支援法により、市町村は障がい福祉計画を策定し、必要な障がい福祉サービスや相談支援等を計画的に提供することが定められています。

背景

「箕輪町第3期（兼第4期）障がい福祉計画」の策定以降も障がい者施策を取り巻く環境は大きく変化しています。

障がい者虐待の防止、虐待を受けた障がい者の保護及び自立支援、養護者に対する支援を行うことにより、障がい者の権利利益を擁護することを目的とした「障害者虐待防止法」（平成23年6月23日法律第79号）が制定されました。

さらには、障がいのある人も無い人も、皆がお互いの人格や個性を尊重しながら生活できる社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律「障害者差別解消法」（平成25年6月26日法律第65号）も制定され、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供を禁じています。

また、平成30年度から34年度までの5年間を計画期間とする「障害者基本計画（第4次）」を国が策定しました。

基本計画では、「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がい者と障がいの無い方が、お互いに自然な態度で接することが日常となるように、理解促進に努めるとされています。

今回は、これらの動きを踏まえ、今後必要となる福祉サービスの確保のための方策を定め、箕輪町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、箕輪町第5次総合計画基本計画（以下「町総合計画」という。）に則して策定し、障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を策定するものです。

第2節 障がい福祉の現状と課題

1 障害者手帳所持者数の推移

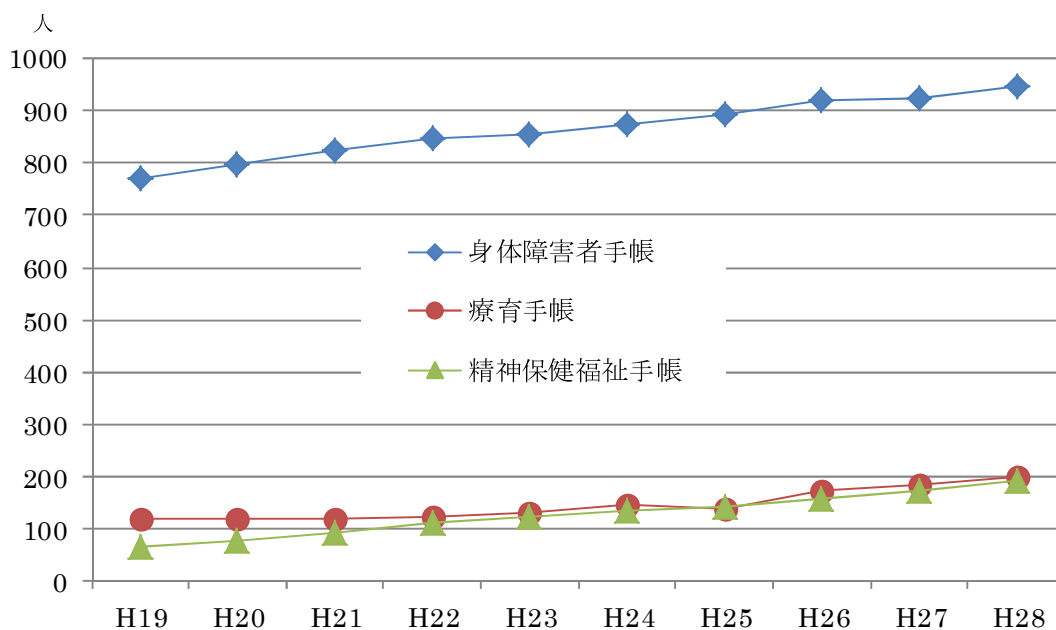
箕輪町の障害者手帳の所持者は、増加しています。

身体障害者手帳*所持者数は、平成29年3月末現在947人で、6年前の平成23年3月末現在の849人から98人の増、率にして11.5%の増となっています。

療育手帳*所持者数は、平成29年3月末現在201人で、6年前の123人から78人の増、率にして63.4%の増となっています。

精神障害者保健福祉手帳*所持者数は、平成29年3月末現在190人で、6年前の110人から80人の増、率にして72.7%の増となっており、精神疾患を有している方の増加が顕著にみられます。

箕輪町の障害者手帳所持者合計数は、平成29年3月末現在延べ1,338人です。人口25,060人に対する割合は5.3%であり、約19人に1人が障害者手帳を所持していることとなります。



(出典：障害者統計、毎年度3月31日現在)

【図1：障害者手帳所持者数の推移】

2 障がい別区分・等級内訳

身体障がい者(児)については、平成24年度から平成28年度の間、新規の身体障害者手帳取得者は277名で、その内の約70.0%が高齢者となっています。

知的障がい者(児)については、平成24年度から平成28年度の間、新規の療育手帳取得者は64名で、その内の約64.0%が18歳以下となっています。

障がい児相談支援・児童発達支援事業所(若草園*)・放課後等デイサービスなどの充

実に伴い、手帳取得に関する情報もより身近に得られやすくなり、今後も増加することが予想されます。

精神障がい者（自立支援医療受給者証(精神通院)*所持者を含む）の数は、近年大幅に増加しており、その背景には多様化、複雑化した社会情勢があると考えられます。

その様な中で、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを示す「障害支援区分」の認定者は、平成 29 年 3 月末現在 72 人となり、在宅で暮らすための居宅介護サービスあるいは、施設等への入所支援や共同生活援助*サービスの提供を受けながら、その人らしい生活が過ごせる様、支援が続けられています。

また、管轄の伊那保健所によると、平成 29 年 3 月末現在、箕輪町では特定医療費（指定難病）受給者証の所持者が 163 人、小児慢性特定疾患医療受診券の所持者が 28 人となっており、定期的な医療を必要とする方がいます。

【表 1：身体障害者手帳所持者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）】（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	男	女
視覚障害	13	17	3	1	7	1	42	20	22
聴覚障害	-	17	14	9	-	26	66	25	41
ろうあ	4	4	-	-	-	-	8	5	3
平衡機能障害	-	-	0	-	1	-	1	1	0
音声言語機能障害	-	-	7	1	-	-	8	4	4
そしゃく障害	-	-	-	1	-	-	1	0	1
心臓機能障害	134	-	14	22	-	-	170	102	68
じん臓機能障害	58	-	10	0	-	-	68	43	25
呼吸器機能障害	5	-	18	5	-	-	28	18	10
ぼうこう・直腸機能障害	0	-	1	48	-	-	49	26	23
小腸機能障害	0	-	0	0	-	-	0	0	0
免疫機能障害	0	2	1	0	-	-	3	3	0
肝臓機能障害	3	0	0	0	-	-	3	0	3
体幹機能障害	22	32	27	-	10	-	91	49	42
上肢切断	0	0	2	3	4	3	12	11	1
上肢機能障害	49	32	22	18	6	9	136	75	61
下肢切断	0	1	1	2	1	1	6	4	2
下肢機能障害	6	14	67	123	33	12	255	77	178
合計	294	119	187	233	62	52	947	463	484

【表 2：療育手帳所持者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）】（単位：人）

区分	18歳未満			18歳以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A1	13	3	16	22	14	36	35	17	52
A2	0	0	0	2	0	2	2	0	2
B1	6	0	6	25	20	45	31	20	51
B2	24	14	38	34	24	58	58	38	96
合計	43	17	60	83	58	141	126	75	201

【表3：精神障害者保健福祉手帳所持者数 と
 自立支援医療受給者証(精神通院)所持者 (平成29年3月31日現在)】
 (単位：人) (単位：人)

区分	1級	2級	3級	計
人数	79	95	16	190

自立支援医療受給者証 (精神通院)所持者数	
人数	319

【表4：障害支援区分認定者数 (平成29年3月31日現在)】
 (単位：人)

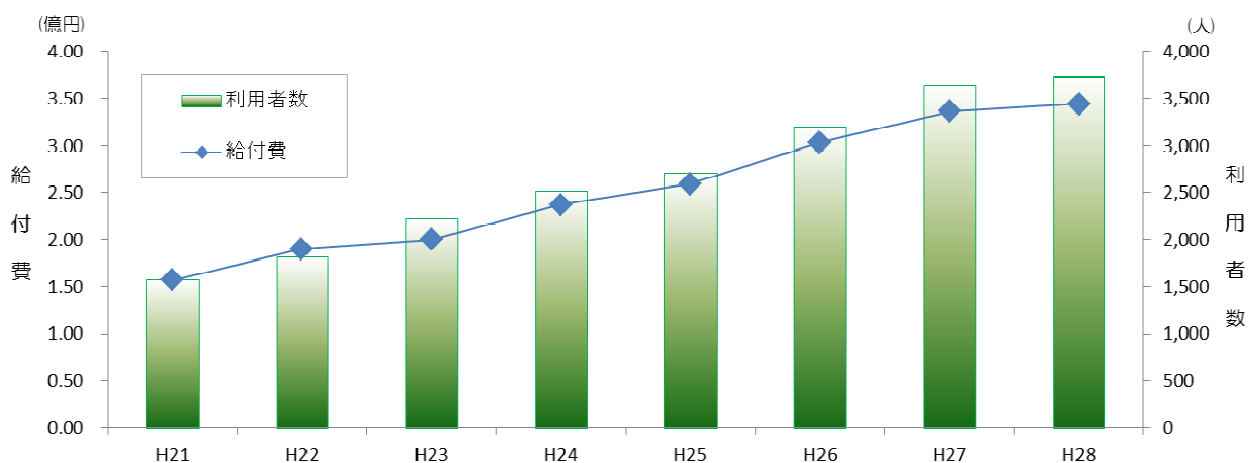
障害支援区分	合計		
	男	女	計
6 最重度	6	3	9
5	4	0	4
4	5	4	9
3	12	6	18
2	10	16	26
1 軽度	5	1	6
合計	42	30	72

3 障がい福祉サービス給付費・地域生活支援事業費の推移

障がい福祉サービスについては、提供事業所の増加も相まって、年々利用者が増えています。生活に必要なサービスは充実しつつありますが、医療的要素の入ったサービスについては、まだまだ地域資源が少なく、不十分な状態です。

①平成28年度には、延べ3,735人の障がい者(児)が各種サービスを利用され、給付費は約3億4千万円となっています。

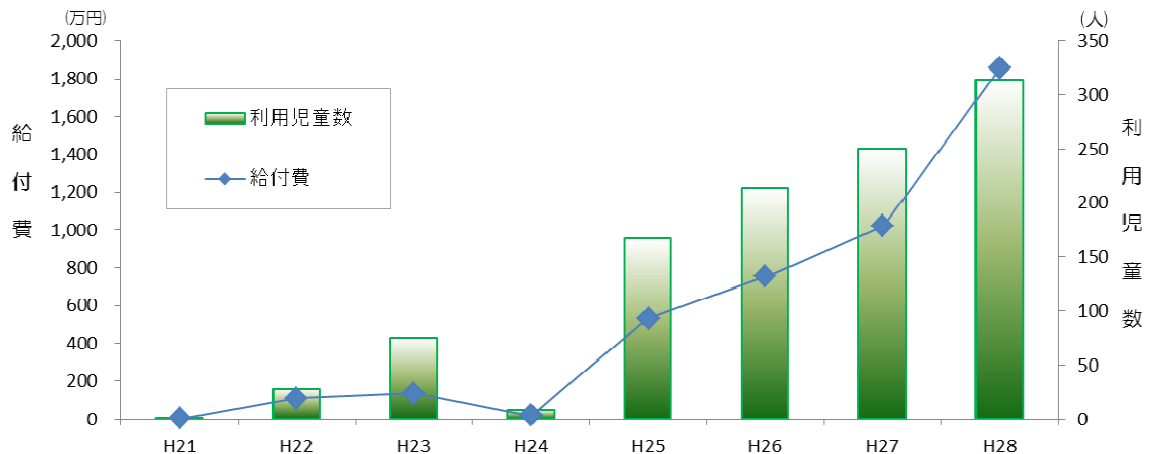
(給付費の負担割合は、国が1/2、県が1/4、町が1/4)



【図2：障がい福祉サービス 給付費とサービス利用者数の推移】

②平成 28 年度には、延べ 314 人の障がい児が各種サービスを利用され、給付費は約 1 千 9 百万円となっています。また、平成 29 年度からは、若草園が児童発達支援の提供事業所となり、更なる伸びが予想されます。

(児の給付費負担割合も国が 1/2、県が 1/4、町が 1/4)

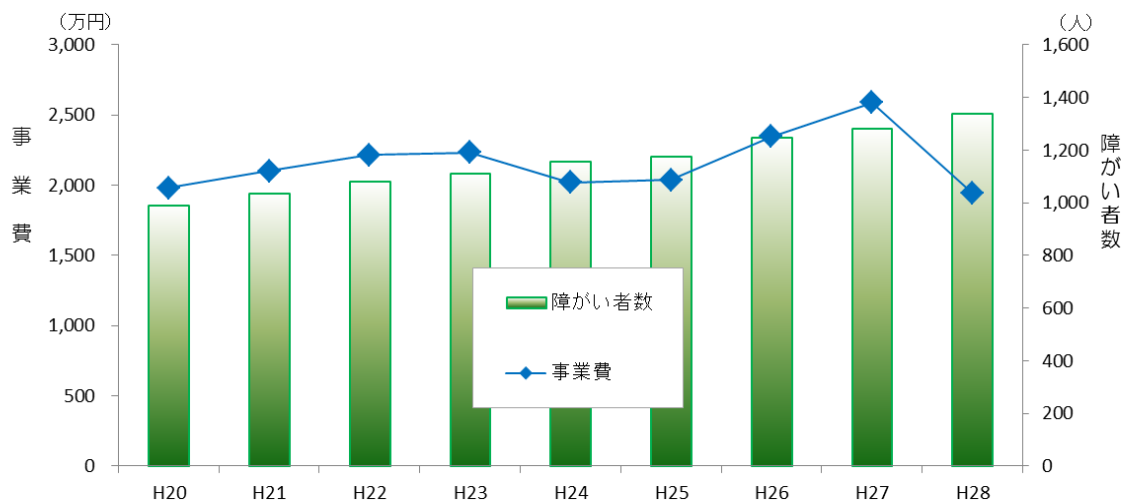


【図 3：障がい児サービス 給付費と利用者数の推移】

③地域生活支援事業（サービスの種類については P145～P147 参照）についても利用者が増加しています。こちらの事業は、国の基本サービス以外で、各地域の実情に応じた支援を提供する事業となっており、市町村毎取り扱いの異なる部分があります。

平成 28 年度には、延べ 1,379 人の障がい者(児)が各種サービス等を利用され、給付費は約 2 千万円となっています。

(給付費の現在の実質負担割合は、国・県で約 1/2、町が約 1/2)



【図 4：地域生活支援事業費と障がい者数の推移】

4 障がい者(児)を支える体制について

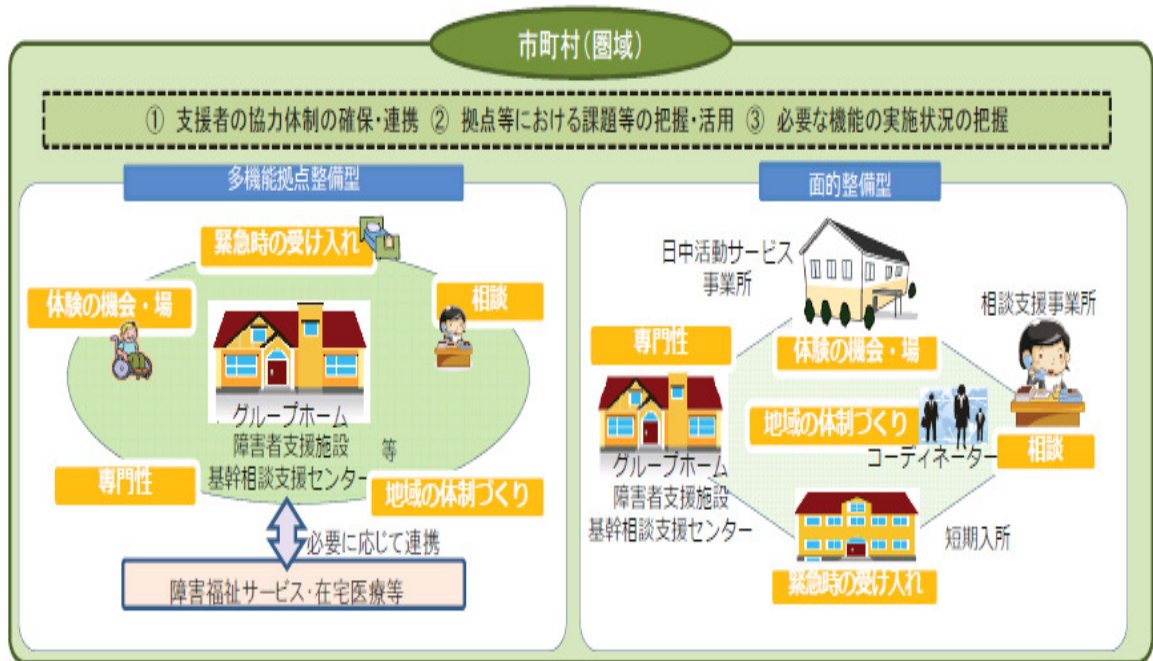
障がい者(児)に対する相談支援は、上伊那圏域の基幹となる上伊那圏域障がい者総合支援センター「きらりあ」*をはじめ、相談支援事業所が数多く立ち上がり、個々に応じたサービス等利用計画(者)・障害児支援利用計画(児)を立て、障がい福祉サービスが提供されています。

上伊那圏域では、利用計画作成率 100%を目指し取り組んだ成果から、当町のサービス利用者全員が個別の計画を持ち、それを元にサービス提供事業所・医療機関・特別支援学校・行政など、数多くの関係者が連携を取りながら支援しています。

また、平成 19 年度からは行政だけでなく、サービス提供事業所、雇用、教育、医療と言った関連する分野の関係者からなる上伊那圏域地域自立支援協議会を設置し、関係者が抱える個々のケースや、地域の課題について情報共有しながら、具体的に協議し、障がい福祉の充実を図ってきました。

近年は、障がい者の高齢化・重度化、親なき後も見据えつつ、障がい者の地域生活支援を推進する観点からグループホーム*・小規模施設入所等を含め、地域における居住の支援の在り方について検討しています。

その中でも特に、緊急時対応としての地域生活支援拠点等整備*が急がれています。上伊那圏域では、現存施設と人材を活用しての面的整備型で取り組むことが決定しており、箕輪町でも対象者調査を実施しました。今後、相談の機能、緊急時受け入れ・対応の機能について細部検討し、早期実現を目指しています。



【図 5 : 緊急時対応としての地域生活支援拠点等整備体制のイメージ】

5 障がい者の居住の場、日中活動の場について

施設入所から地域生活への移行を進めるため、居宅生活と同様のグループホームが多く整備されていますが、上伊那圏域では西駒郷に近い地域に集中しています。

町内には、定員6名のグループホーム(主に知的障がい対象)が1カ所ありますが、町外グループホームを利用している実績(平成29年3月末:27名)から見ると、町内での施設数が不足しています。



【図6：上伊那圏域の障がい者入所施設・グループホーム分布図】

町内の就労支援については、平成29年3月末現在、就労継続支援事業所は4箇所：定員計80名となり、充実してきました。

障がいの種類や程度、提供される作業内容や受け入れ態勢に差異があるため、町内の就労継続支援事業所が純粋な「日中活動の場」とはなりません。生活介護サービス事業所も平成29年4月に辰野町及び伊那市御園、平成30年4月には南箕輪村といった近隣に開設され、日中を過ごす選択肢が増えつつあります。いずれにしても町内・町外を問わず利用し、社会参加する方が増えています。

さらには、町障がい者地域活動支援センター* “みのわ〜れ”が平成28年7月、イオン箕輪店1階に誕生し、障がい者の体験就労・施設外就労の場、イベント交流などで社会参加の場として、新たな形態での活用が始まっています。

第3節 障がい福祉の基本方針と目標

1 基本方針

総合福祉計画の基本理念である「支えあい、健やかに心豊かに暮らせるまち」を踏まえ、箕輪町第5次振興計画のとおり基本方針を『障がい者(児)等が共に暮らせるまちづくり』とします。

障がいも多種多様であり、年齢も幼児期から高齢期までと幅がありますが、誰もが地域を構成する一員です。個々の能力を最大限に発揮し、その人らしく自立した生活を送ることができる地域社会を目指します。

2 基本目標

この計画は、以下の4つを基本目標とします。

障がい者(児)等が共に暮らせるまちづくり

基本目標1 地域の一員として、地域で暮らすための支援体制整備

障がい者(児)等が地域でその人らしく暮らし、地域の一員として共生する社会を実現するためノーマライゼーション*、ソーシャルインクルージョン*理念のもと、障がいの種別・程度に関わらず、必要な支援を受けながら、いつ、どこで、誰とどのように暮らすかを選択できるように、生活基盤を順次整備していきます。

基本目標2 障がい児等の健やかな育成のための発達支援

障がい児等の最善の利益を考慮しながら、本人及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から地域で支援できるよう、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

基本目標3 総合的支援の推進

障がい者(児)等への支援は、他分野にわたる専門性が必要であるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、障がいの内容、ライフステージに応じて、総合的な支援を進めます。

基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

障がい者(児)等が地域で安心して暮らしていけるように、地域の人々との絆により安全安心を確保し、共に支えあう地域づくりを推進します。

第4節 基本目標の具体的取組み

1 地域の一員として、地域で暮らすための支援体制整備

障がい者(児)等が地域でその人らしく暮らし、地域の一員として共生する社会を実現するためノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン理念のもと、障がいの種別・程度に関わらず、必要な支援を受けながら、いつ、どこで、誰とどのように暮らすかを選択できるように、生活基盤を順次整備していきます。

(1) 相談支援体制の更なる充実

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 自己の困り感を発信することができない方が気軽に相談する窓口がない。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 町、きらりあ、保健福祉事務所、医療機関、町社会福祉協議会、相談支援事業所、民生児童委員等関係機関との連携により支援を行い、各種障害手帳を所持していない方の相談にも対応できる体制を目指す。
施策と取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○手帳を所持していない障がい者等への支援 発達障がい*、難病患者、生きづらさを感じる方等に対する相談支援体制の充実を図る。 ○障がい者の相談支援 役場福祉課・健康推進課や「きらりあ」等にて基本相談を受け、ニーズに応じたサービスにつなげるために相談支援事業所を案内する。相談支援事業所では、更に深部のニーズを聞き取り、状況に応じた支援計画を作成し、心豊かな生活に寄与する。 ○福祉制度の周知・地域における支援体制の形成 福祉のしおりの配付等による福祉制度の周知を行う。 住民への制度周知により、地域の理解を求める。

(2) 福祉サービスの充実

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの程度(重度のケース)や内容(視覚障がい・精神障がい等)によっては、地域における資源が少ない。 緊急的に対応できるショートステイの場が少ない。 移動手段が少ない。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町村等とのサービス量・基盤整備の調整を行い、法による国の基本サービスの提供を行っているが、町独自で提供するサービス(外出支援・交通弱者対策等)の上乗せ支援についても、財政状況を加味しながら検討していく。

<p>施策と取組み</p>	<p>○障がい福祉サービス 障害者総合支援法に基づくサービスの適正な利用支援を勧める。 (障がい福祉サービス見込量：P141～P143 参照)</p> <p>○地域生活支援事業 障がい者(児)等のニーズを踏まえ、地域の実情に応じたサービス提供を行う。(地域生活支援事業のサービス見込量：P148～P149 参照)</p> <p>○市町村単独事業 障がい者(児)の“みのちゃんバス利用料の免除”を継続する。 在宅重度心身障がい者タクシー利用料金助成券の交付を継続する。 福祉医療費給付等を継続する。</p>
---------------	--

(3) 日中活動の場の充実

<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内で気軽に集える日中活動の場が少ないため、他市町村での日中活動に参加する機会が多く、本人と家族に移動等の負担が生じる。
<p>方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の地域活動支援センター(みのわ〜れ等)の充実により、就労が困難な障がい者、交流が少ない障がい者等に対する日中活動支援を行っていく。
<p>施策と取組み</p>	<p>○障がい者(児)等が興味を持ち、外出したくなる様に、みのわ〜れでの交流イベントの内容等の検討を行う。</p> <p>○みのわ〜れ以外の場所で、ふらっと立ち寄れる日中活動の場について検討を行う。</p> <p>○もみじの会、精神障がい者家族会、つみきの家、ひだまりの会*等で当事者や家族等が集い、情報交換等できる様な機会の提供と拡充を図る。</p>

(4) 居住の場の充実

<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期入院者の退院後の居住先を探すことが困難である。 ・ 親亡き後の障がい者の居住の場(入所施設やグループホーム等)が町内に殆どない。
<p>方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住先困難者の入所施設やグループホームへの入所支援を行っていく。 ・ 近隣市町村等との調整により居住の場を確保しながら、可能な限り最後まで町内で暮らせる方策について検討していく。
<p>施策と取組み</p>	<p>○グループホーム入所者への家賃補助を行い支援する。</p> <p>○町内へのグループホームや入所施設の新規設立について検討する。</p>

(5) 就労支援の拡大

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい者に対する求職情報が少ない。・ 障がい者就労施設等での工賃が少ない。
方向性	<ul style="list-style-type: none">・ 「きらりあ」内の就業部門やハローワーク等関係機関と企業の連携を深め、福祉施設から一般就労への移行を促進する。・ 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労支援施設等の提供する物品・サービスの優先購入を推進する。
施策と取組み	<ul style="list-style-type: none">○就労相談 就業支援ワーカー*等による就労に関わる就労支援を行う。○就労支援施設通所費補助 障がい者が就労支援施設へ通所しやすくなる様、交通費補助を行う。○工賃アップに向けた取組み 町は障がい者就労支援施設等に対し、仕事の提供・販売会場の提供等を積極的に行う。

(6) 障がい者(児)の権利擁護*

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">・ 本人や支えている家族の高齢化もあり、自身で妥当な判断ができず、金銭トラブルがおきやすい状況がある。・ 様々な理由で、家族・雇用先・福祉サービス事業者等から、障がい者(児)に対する、身体的・心理的・経済的等の虐待の疑いがある場面が見られる。
方向性	<ul style="list-style-type: none">・ 判断能力が十分でない障がい者に対し、第三者が代行する金銭管理サービスや成年後見制度の活用で権利擁護を図っていく。・ 障害者虐待防止法に基づいた対応で権利擁護を図っていく。
施策と取組み	<ul style="list-style-type: none">○日常生活自立支援事業(金銭管理等)の利用 成年後見制度の利用レベルに達しない障がい者へ県社会福祉協議会が行う金銭管理等のサービス利用を勧める。○成年後見制度の申立て支援と報酬助成 本人に判断能力が無く、親族がいない場合には町が代わって申立てを行うことができるので、経費負担や書類作成等の支援を行う。 また、成年後見人への月々の報酬を支払うことが困難な方に対し、利用費助成を行う。○上伊那成年後見センター*の運営費負担 権利擁護の相談や実際の成年後見人業務が出来る人員体制を市町村の応分負担により確保する。○虐待通報を受けた際には、町にて事実調査、判定会議等を行う。 結果として、虐待認定された際には、必要に応じ、分離措置等を実

	<p>施する。</p> <p>非認定の場合であっても、虐待の疑いとして、関係機関で情報共有し、継続的に支援する。</p>
--	--

(7) 福祉サービスの適正な給付管理

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 利用者増加に伴いサービス給付費が増加している。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 給付事務において給付審査の厳格化を目指す。
施策と取組み	<p>○審査体制の整備</p> <p>平成30年度から審査項目が追加される予定であり、サービスの請求金額、算定回数、重複提供、短期入所（短時間利用）、利用者負担額、計画相談支援（モニタリング*月）、者と児の制度併給利用者の状況等についてチェックを行う。</p>

2 障がい児等の健やかな育成のための発達支援

障がい児等の最善の利益を考慮しながら、本人及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から地域で支援できるよう、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(1) 障がい児等相談支援体制の充実

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の周知と明確化が不十分である。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 町民への幅広い情報提供の充実、障がい福祉制度を周知していく。 発達障がい児等への支援も行っていく。 町、「きらりあ」、保健福祉事務所、教育機関、保育園、医療機関、相談支援事業所、町社会福祉協議会、民生児童委員等関係機関との連携により、本人とその家族への支援を行っていく。
施策と取組み	<p>○相談支援</p> <p>様々な場面で、子どもに関する相談が生じた場合、町こども相談室や「きらりあ」等へつなげ、最初の窓口を明確にする。その際、総合的に本人やその家族のニーズを把握し対応する。</p> <p>必要により、福祉サービスにつなげるために、個々のニーズと状況に応じた障がい児支援利用計画の作成・支援を行う。</p> <p>○手帳を所持していない障がい児等への支援</p> <p>発達障がいや二次障がい*等に対する相談体制の充実を図る。</p>

(2) 療育*支援

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">・ 乳幼児期から就学前までの一貫した療育の重要性及び療育関係機関との情報共有について縦横の連携が求められている。・ 発達障がい児等の子育ては、保護者が育てにくさを感じ苦慮することも多い。よって、意図しない不適切な対応となり、親子関係が悪化し、二次障がいを引き起こすこともある。・ 就学・進学に際し、普通学級、特別支援学級、特別支援学校への進路の判断時、保護者との認識が共有されにくい。・ 不登校及び不登校傾向の子どもが増加している。 (H24:24人、H25:30人、H26:35人、H27:29人、H28:40人)・ 上伊那圏域では、医療的ケアを必要とする乳幼児・児童への受入機関に限りがある。・ 関係機関による関わりが年齢の上昇とともに少なくなる。特に、義務教育修了後は、より幅広い機関との連携が求められる。
方向性	<ul style="list-style-type: none">・ 乳幼児健診・保育現場等での早期発見、早期療育、包括的な育児支援を行っていく。・ 保護者と関係者の情報を共有し、子どもの特性や状態について共通認識をもって療育にあたる中で、保護者支援の充実も図り、二次障がいの予防に努めていく。・ 生活面、学習面等の不安から普通学級へ通いにくい児童生徒に対する支援を行っていく。・ 上伊那圏域で連携し、重度心身障がい児や医療的ケア児に対する支援を行っていく。・ 関係機関の縦横の連携強化による情報の共有化を一層図り、継続的な療育を目指す。
施策と取組み	<p>○障がい児等の早期発見及び支援 母子保健施策との緊密な連携を図り、健康推進課、子ども未来課、福祉課、町教育委員会、医療機関、サービス提供事業所等との連携を密に行う。</p> <p>○療育・保護者支援の充実 乳幼児健診・保育現場などの場での早期発見を行うとともに、専門的人材の確保を含めた支援体制の充実を図る。 新生児訪問等、養育支援訪問事業、療育教室（すくすく広場・なかよし広場）や保護者支援（ペアレントトレーニング*）の充実を図る。 また、保護者との相談体制を強化し、共通認識をもって療育にあたるよう支援する。</p>

	<p>○中間教室、LD等通級指導教室、特別支援学級*の活用 障がいの特性により学校生活に不安を感じている児童生徒に対し、個々に応じた支援する。</p> <p>○医療従事者が常駐する施設との連携 重症心身障がい児や医療的ケア児についても必要な支援が地域で受けられるよう、医療機関・介護保険施設等を含めた連携と支援の充実を図る。</p> <p>○関係機関の連携強化 療育にかかわる保健師、保育士、心理職、リハビリテーション職等の人材確保及びスキルアップに努めつつ、健康推進課、児童発達支援事業所「若草園」や保育園、小学校、中学校、高等学校、行政、医療機関、サービス提供事業所等関係機関の縦横の連携をし、支援体制の充実を図る。 また、障がい福祉サービス（保育所等訪問支援）や特別支援学校の副学籍制度の活用等により、地域社会への参加、ソーシャルインクルージョンの推進を図る。</p>
--	---

3 総合的支援の推進

障がい者(児)等への支援は、他分野にわたる専門性が必要であるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、障がいの内容、ライフステージに応じて、総合的な支援を進めます。

(1) 義務教育後の支援

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・引きこもり等により家から出られない方の実態が掴みにくく、支援に結びつかないため、当事者の社会参加、社会復帰が困難である。 ・特別支援学校在学時は、地域とのつながりが限られるため、卒業後の地域での暮らしに障がいを理解してもらえないのではないかと、不安を感じる家族もいる。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の実態把握に努め、社会参加を促していく。 ・障がいについての正しい情報を提供し、周囲の理解を求めていく。
施策と取組み	<p>○相談支援体制の拡充 精神科医、臨床心理士等による相談機会の充実と相談窓口の広報を実施する。また、関係機関との連携や様々な機会での引きこもり等の早期把握や支援を行う。</p> <p>○引きこもり等により、障害者手帳の取得に至らず、福祉サービスの就労継続支援等の利用に結びつかないグレーゾーンの方に対し、社会生活自立、就労体験を行う信州パーソナル・サポート事業*等の活</p>

	<p>用を図り、社会に出るための支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「ひきこもり家族教室」や「精神障がい者家族会」など家族支援の充実を図る。 ○学校卒業後も箕輪町子育て支援ネットワーク協議会により関係機関が連携し、継続的な支援を行うとともに、障がいについての情報共有により理解を求め、新たな支援者を増やす。
--	--

(2) 障がい予防・医療連携

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病に起因する内部障がい*が増加している。 ・ 社会生活での不適應に起因する精神障がいが増加している。 ・ 発達障がいやその二次障がいが増加している。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関との連携を図りながら、生活習慣病の予防、心の健康の維持、発達障がい等の早期発見と早期対策を目指す。
施策と取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○健診等による早期発見及び予防対策の実施 さわやか健診・特定健診での生活習慣病等の早期発見に向けて受診の推進を行い、結果説明会で、生活習慣病予防等について改善指導を行う。また、みのわ健康アカデミー等で、定期的な運動の習慣化や仲間とのコミュニケーションの機会により、生活習慣病予防と心の健康維持を図る。 ○相談機会の充実 より専門的な内容に対応できる様、精神科医、臨床心理士等による相談会等を実施し、健康推進課の調整により、障がいの要素がある方を専門機関につなげる。 障がいを身近なこととして捉えるきっかけとなる様、心の健康講演会等を開催する。 ○二次障がいの予防 保健師、看護師の訪問等により、家族の支援を行う。 二次障がい予防の重要性について、啓発活動を推進する。

4 安心して暮らせる環境づくり

障がい者(児)等が地域で安心して暮らしていけるように、地域の人々との絆により安全安心を確保し、共に支えあう地域づくりを推進します。

(1) 要援護者の緊急時対策

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい特性に応じた緊急時対応が求められている。 ・ 災害の際、障がい者(児)のための安心して過ごせる場所がない。 ・ 長期で避難できる場所がない。
-------	---

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時における、駆けつけ支援・居場所の一時確保の体制整備（上伊那圏域で取り組んでいる地域生活支援拠点等整備）を推進する。 ・ 「災害時住民支え合いマップ」の作成を通じた、住民同士の支え合い活動を推進する。 ・ 災害時における情報伝達、避難誘導、避難所運営、生活支援、必要物資の備蓄などの体制整備を進める。
施策と取組み	<p>○緊急時要援護者リストの作成 緊急時の駆けつけ支援と障がい特性に応じた施設等で一時保護をスムーズに実施するために、対象者のリスト化を行う。状況に応じて見直し、追加登録も行う。</p> <p>○災害時住民支え合いマップ 「災害時住民支え合いマップ」の更新を行う。</p> <p>○災害時要援護者受入協定 障がい者福祉施設以外にも高齢者福祉施設等への要援護者の受入について協定締結の拡大整備を進める。</p>

(2) 障がい者(児)への理解、交流機会の充実

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常会未加入者等も増える近所付き合いの中で、障がい者(児)についての情報が入りづらい。 ・ 障がい者の組織があるが、様々な理由で未加入の方が増えており、当事者・家族間の交流が少なくなっている。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人と家族が積極的な社会参加、地域交流できるよう目指す。 ・ 周囲が障がいへの理解を深め、受け入れ、共に暮らす町を目指す。
施策と取組み	<p>○障がい啓発活動と交流機会の充実 小中学生やその保護者に対して、学校での人権教育、福祉教育を実施し、障がいへの理解を深める活動を推進する。 障がいのある方も無い方も共に参加できる行事（みのわ〜れイベント・ふれあい広場・希望の旅）等で交流を持ち、理解を深める機会を数多く提供する。</p> <p>○当事者活動の促進 障がい者(児)のスポーツ・レクリエーション活動、文化・芸術活動の普及を促進する。</p> <p>○障がい団体への支援等の充実 当事者間の交流を促進するために、中核となる団体の発展につながる会員募集等の広報周知や金銭面の補助について支援する。</p>

第5節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

(目標値、サービス見込量等)

1 主たる目標値

障がい者(児)が、地域で安心して自立した生活を送るために、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実が必要です。

施設や病院での入所・入院から、地域での生活へ移行を希望する方への居住の場の確保策として、グループホーム等の整備の推進を上伊那圏域で広域的に調整し、対応していきます。

親亡き後の生活の場、障がいを持ちながら一人暮らしの出来る場として、町内への入所施設・グループホーム等居住の場と日中活動の場の整備について検討していきます。

一般就労に近い形態の就労支援サービスの活用により、一般就労への移行を図り、障害者の自立を推進します。

(1) 施設入所から地域生活への移行、施設入所者数の削減数

種 類	単 位			第5期計画		
		実績	実績見込値	目標値		
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
施設入所者の地域生活への移行	人	0	0	0	0	0
施設入所者の削減数	人	0	0	0	0	0

(2) 福祉施設から一般就労への移行者数

種 類	単 位			第5期計画		
		実績	実績見込値	目標値		
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①就労移行支援から	人	0	2	2	2	2
②就労継続支援A型・B型から	人	8	0	1	1	1
①+②	人	8	2	3	3	3
③生活介護・自立訓練から	人	1	0	0	0	0
①+②+③ 計	人	9	2	3	3	3

(3) 就労移行支援事業利用者数 (各年度末1ヶ月の実利用者数)

種 類	単 位			第5期計画		
		実績	実績見込値	目標値		
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労移行支援事業利用者数	人	0	2	2	2	2

(4) 町内の就労移行支援事業所数

種 類	単 位			第5期計画		
		実績	実績見込値	目標値		
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
事業所数	箇所	0	1	1	1	1

2 事業目標値（サービス見込量）

サービス見込量は、現に利用している者の数等を勘案して定めています。

（サービス内容の説明は、P150・151の別表1を参照）

（1）訪問系サービス 【単位】時間：月間利用時間合計、人：月間利用実人数

種 類	単 位	第5期計画			
		実績	目標値		
		28年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護	時間	304	329	329	329
	人	27	29	29	29
重度訪問介護	時間	20	44	44	44
	人	1	2	2	2
同行援護	時間	9	9	9	9
	人	3	3	3	3
行動援護	時間	264	264	264	264
	人	6	6	6	6
重度障害者等包括支援	時間	0	80	80	80
	人	0	1	1	1
訪問系サービス計	時間	597	725.6	725.6	725.6
	人	37	41.1	41.1	41.1

（2）日中活動系サービス 【単位】人日分：月間利用日数合計、人：月間利用実人数

種 類	単 位	第5期計画			
		実績	目標値		
		28年度	30年度	31年度	32年度
生活介護	人日分	463	463	463	463
	人	27	27	27	27
自立訓練（機能訓練）	人日分	20	20	20	20
	人	2	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日分	77	77	77	77
	人	10	10	10	10
就労移行支援	人日分	8	18	18	18
	人	1	2	2	2
就労継続支援（A型）	人日分	92	92	92	92
	人	5	5	5	5
就労継続支援（B型）	人日分	1970	1970	1970	1970
	人	107	107	107	107
就労定着支援	人		1	1	1
療養介護	人	3	3	3	3
短期入所（福祉型）	人日分	34	34	34	34
	人	5	5	5	5
短期入所（医療型）	人日分	0	5	5	5
	人	0	1	1	1

（3）施設系サービス 【単位】人：月間利用実人数

種 類	単 位	第5期計画			
		実績	目標値		
		28年度	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	人		1	1	1
共同生活援助	人	26	28	28	28
施設入所支援（※）	人	20	20	20	20

(4) 相談支援 【単位】人：月間利用実人数

種 類	単 位	第5期計画			
		実績	目標値		
		28年度	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人	27	30	30	30
地域移行支援	人	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	1	1	1

(5) 障がい児支援 【単位】人日分：月間利用日数合計、人：月間利用実人数

種 類	単 位	第5期計画			
		実績	目標値		
		28年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人日分	15	200	200	200
	人	1	15	15	15
医療型児童発達支援	人日分				
	人				
放課後等デイサービス	人日分	148	170	170	170
	人	22	25	25	25
保育所等訪問支援	人日分	1	2	2	2
	人	1	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日分				
	人				
福祉型児童入所支援	人				
医療型児童入所支援	人				
障がい児相談支援	人	4	9	9	9
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数	0	0	0	0

3 基盤整備見込量

町内における障がい福祉サービス事業所について、サービス見込量と上伊那圏域における基盤整備計画との整合性を図りながら見込量を定めています。

(1) 障がい福祉サービス

区分		28年度	30年度	31年度	32年度	備考
		実数	見込	見込	見込	
生活介護	箕輪町が必要とする定員(枠)	21	21	21	21	
【再掲】生活介護(通所のみ)		3	3	3	3	
自立訓練(機能訓練)		1	1	1	1	
自立訓練(生活訓練)		4	4	4	4	
就労移行支援		0	1	1	1	
就労継続支援(A型)		4	4	4	4	
就労継続支援(B型)		90	90	90	90	
就労定着支援		0	1	1	1	
療養介護		3	3	3	3	
短期入所(福祉型)		1	1	1	1	
短期入所(医療型)		0	1	1	1	
自立生活援助		0	1	1	1	
共同生活援助		25	28	28	28	
施設入所支援		20	20	20	20	
特定相談支援	町内に存在する事業所数	4	4	4	4	

(2) 障がい児支援

区分		28年度	30年度	31年度	32年度	備考
		実数	見込	見込	見込	
児童発達支援	箕輪町が必要とする定員(枠)	1	9	9	9	
医療型児童発達支援		0	0	0	0	
放課後等デイサービス		7	8	8	8	
福祉型児童入所支援		0	0	0	0	
医療型児童入所支援		0	0	0	0	
障がい児相談支援	町内に存在する事業所数	1	1	1	1	

4 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がい者(児)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用する方の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を、効率的かつ効果的に実施し福祉の増進を図ることを目的とし、障害者総合支援法の規定により市町村が実施するものです。

第5期障がい福祉計画期間(平成30年度から平成32年度)では、以下の事業を実施します。

(1) 相談支援事業

目的	障がい者(児)からの相談に応じ必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする
利用対象者	障がい者(児)及びその家族
事業内容	福祉課・子ども未来課・健康推進課窓口での相談対応 上伊那圏域障がい者総合支援センター「きらりあ」での相談対応
利用者負担	なし

(2) コミュニケーション支援事業

目的	聴覚及び音声・言語障がい者に対して、手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより、健聴者との意思の疎通を円滑に行い、聴覚障がい者(児)の福祉の増進を図る
利用対象者	聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障がい者(児)
事業内容	聴覚障がい者の外出や手続き等の際に手話通訳者、要約筆記者を派遣する
利用者負担	なし

(3) 日常生活用具給付事業

目的	在宅の重度障がい者(児)に対し、入浴補助用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る
利用対象者	別表2のとおり
事業内容	日常生活用具の購入に要する費用の一部を給付
給付基準額	別表2のとおり
利用者負担	18歳以上：本人、配偶者の所得に応じて用具基準額の10/100以内 18歳未満：保護者、児童の所得に応じて用具基準額の10/100以内 ※購入・貸与する用具の価格が基準額を超える場合、基準額を超えた額について利用者負担

(4) 移動支援事業

目的	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す
利用対象者	外出時に移動が困難な在宅の障がい者（児）
事業内容	個別支援・グループ支援による外出、移動支援 (1) 社会生活上必要不可欠な外出のための移動 (2) 余暇活動に係る外出のための移動
給付基準額	別表3のとおり
利用者負担	18歳以上：本人、配偶者の所得に応じて基準額の10/100以内 18歳未満：保護者、児童の所得に応じて基準額の10/100以内

(5) 訪問入浴サービス事業

目的	在宅重度身体障がい者（児）で居宅における入浴が困難な方に対し、訪問入浴サービスを実施する
利用対象者	在宅の重度身体障がい者（児）で常時臥床の状態にあり、家族、ホームヘルパー等の介助による自宅の普通浴槽での入浴が困難な方
事業内容	事業者が自宅を訪問し、専用浴槽により入浴サービスを実施
利用者負担	利用者の所得に応じて1,250円/回

(6) 日中一時支援事業

目的	日中における活動の場を確保することにより、障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保
利用対象者	日中において介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障がい者（児）
事業内容	① 利用対象者に活動の場を提供し、見守り又は社会に適應するための日常的な訓練を行うサービス ② 必要に応じて、サービス事業者までの送迎を行うサービス ③ 必要に応じて、サービス事業者が食事を提供するサービス
給付基準額	別表4のとおり
利用者負担	18歳以上：本人、配偶者の所得に応じて基準額の10/100以内 18歳未満：保護者、児童の所得に応じて基準額の10/100以内

(7) 障がい者自動車運転免許取得費助成金交付事業

目 的	障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、就労等社会活動への参加を促進する
利用対象者	就労等社会活動への参加のため免許を取得しようとする方で、身体の障がいの状態に応じた補助手段を講じなければ基準を満たすことが困難な方
事業内容	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成
助成金の額	免許取得に要した費用の3分の2を上限で、1人当たり10万円を限度

(8) 障がい者自動車改造費助成金交付事業

目 的	重度身体障がい者が就労、自立した生活及び社会活動への参加に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会参加の促進を図る
利用対象者	次の全ての条件を満たす方 ① 身体障害者手帳の程度が上肢機能障がい、下肢機能障がい又は体幹機能障がいの1級又は2級の方 ② 自動車運転免許を有する方 ③ 就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置(ハンドル)、駆動装置(アクセル及びブレーキ)等の一部を改造する必要がある方 ④ 所得制限限度額を満たす方
事業内容	自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成
助成金の額	改造に要した費用について1件あたり10万円を限度

(9) 成年後見制度*利用支援事業

目 的	正当な判断ができない障がい者に対し、身寄りがない等の理由により町長が後見等の開始の審判の申立てを行った場合において、家庭裁判所により選任された成年後見人、保佐人及び補助人に係る報酬の助成を行い、権利擁護を図る。
利用対象者	町長が後見等開始の審判の申立てを行い、家庭裁判所により成年後見人等が選任され、以下の条件に該当する方 ① 生活保護受給者又はこれに準じる方 ② 助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難である方
事業内容	成年後見人等に係る報酬の全部又は一部について助成
助成金の額	所得等の条件により、月額28,000円を上限

5 地域生活支援事業のサービス見込量

サービス見込量は、現に利用している者の数等を勘案して定めています。

	単位	28年度	30年度	31年度	32年度	備考
		実績	見込			
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	
(2) 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	無	無	無	無	
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	
② 市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	
(4) 成年後見制度利用支援事業		0	1	1	1	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数/年	6	10	10	10	
② 手話通訳者設置事業	実設置人数/年	0	0	0	0	
(7) 日常生活用具給付等事業						
① 介護・訓練支援用具	件数/年	0	1	1	1	
② 自立生活支援用具	件数/年	0	1	1	1	
③ 在宅療養等支援用具	件数/年	1	2	2	2	
④ 情報・意志疎通支援用具	件数/年	2	3	3	3	
⑤ 排泄管理支援用具	件数/年	532	550	550	550	
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件数/年	0	1	1	1	
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録見込者数/年	1	2	2	2	

	単位	28年度	30年度	31年度	32年度	備考
(9) 移動支援事業	実人数/年	61	65	65	65	年間利用 実人数
	時間数/年	6,103	6,300	6,300	6,300	年間利用 時間数
(10) 地域活動支援センター						
① 自市町村設置分	箇所数	1	1	1	1	
	登録実 人数/年	17	20	20	20	
② 他市町村設置分	箇所数	0	0	0	0	
	登録実 人数/年	0	0	0	0	

別表 1 自立支援給付事業一覧

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に提供
同行援護	視覚障がいにより、外出時において移動に困難な人に、同行し必要な援助の提供
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護など
重度障害者等 包括支援	最重度の障害のある方の地域生活を手厚くサポートするサービス 特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供など
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき実施 ・機能訓練：リハビリとトレーニングで身体機能と生活能力の向上を目指すサービス ・生活訓練：地域生活への移行のために、日常生活動作（ADL）の訓練を行うサービス
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき実施
就労継続支援	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練 ・A型：事業所と障がいのある方が雇用契約を結び、最低賃金が保障され、社会保険の加入も義務 ・B型：雇用契約ではなく、利用契約を結ぶ
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援 障がい者施設の職員が就職した事業所を訪問
療養介護	医療機関での入院生活を支えるサービス 医療的ケアを必要とし、主に昼間において病院で行われる機能訓練、介護及び日常生活上の世話を実施 このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供
短期入所	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排泄、食事の介護など ・福祉型：障がい者支援施設等において実施 ・医療型：病院、診療所、介護老人保健施設において実施

自立生活援助	知的・精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う
共同生活援助 (グループホーム)	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している障がいのある方に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助など
施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援

児童発達支援	未就学の障がいのある児童を対象に、日常生活を送るのに必要な基本動作や知識・技術を教え、保育園に通う同年代の児童と同じように発育を提供
医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能障がいのある児童を医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行う支援
放課後等 デイサービス	障がいのある児童に対して、施設に通っての日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練など
保育所等訪問支援	集団生活になじめるよう専門家がアドバイスを行うサービス 障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行う
福祉型 児童入所支援	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う
医療型 児童入所支援	「医療型」は、福祉サービスに併せて治療を行いながら入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う
障がい児相談支援	児童福祉法に基づく福祉サービス 障がいのある児童の心身の状況や環境、または障がい児の保護者の意向などを考慮し障害児支援利用計画案の作成

別表2-1 日常生活用具給付基準額

◎…児・者共通、○…者(18歳以上)のみ、□…児(18歳未満)のみ、※…介護保険共通品目

障がい区分	該当する等級				種目	耐用年数	給付基準額(円)	要件
	1	2	3	4				
視覚障がい	◎	◎			視覚障害者用ポータブルレコーダー	6	85,000	再生専用は35,000円 児童は学齢児以上
					視覚障害者用地デジ対応ラジオ	6	29,000	
					盲人用テープレコーダー	5	23,000	
					視覚障害者用タグレコーダー	6	39,000	
					歩行時間延長信号機用小型送信機	10	7,000	
	○	○			盲人用時計(触読)	10	9,000	音声時計は、手指の感触に障害があるため、触読式の使用が困難な者を原則とする。
					盲人用時計(音声)		13,300	
	◎	◎			活字文字読上げ装置	6	99,800	児童は学齢児以上
	○	○			電磁調理器	6	41,000	盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯
					盲人用体重計	5	18,000	
					視覚障害者用血圧計	6	15,000	
	◎	◎			盲人用体温計(音声)	5	9,000	盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯(児童の場合は学齢児以上)
	◎	◎			点字タイプライター	5	63,100	就学、就労しているか、又は就労が見込まれる者
				等級制限なし	点字図書	-	一般図書との差額	主に情報の入手を点字によっている児者
				等級制限なし	視覚障害者用拡大読書器	8	198,000	拡大読書器により文字等を読むことが可能となる児者(児童の場合は学齢児以上)
				等級制限なし	点字器標準型真鍮板	7	10,000	
					点字器標準型プラスチック		6,000	
					点字器携帯用アルミニウム	5	7,000	
					点字器携帯用プラスチック		1,600	
視覚・聴覚複合障がい	◎	◎			点字ディスプレイ	6	383,500	コミュニケーション手段として必要と認められる児者
聴覚障がい	○	○			聴覚障害者用屋内信号装置	10	87,400	聴覚障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる世帯(児童の場合は学齢児以上)
					等級制限なし	聴覚障害者用情報受信装置	6	88,900
	等級制限なし	人工内耳音声信号処理装置	5	200,000	人工内耳埋込術を受ける必要がある者及び人工内耳埋込術を受け、現在装着している装置が5年以上経過している者で医療保険の対象とならないもの。			
		人工内耳用イヤーマールド	1	9,000				
聴覚障がい又は音声言語機能障がい				等級制限なし	聴覚障害者通信装置(但し、子機分は出ない本体のみ)	5	71,000	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション・緊急連絡の手段として必要と認められた者(児童の場合は学齢児以上)
体幹機能障がい				等級制限なし	笛式(気管カニューレ)	4	5,000	コミュニケーション手段として必要な者(修理は個人負担)
					電動式(電池、充電器)	5	70,000	
下肢・体幹機能障がい	◎		◎		収尿器男子用普通型	1	7,700	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする者
	◎		◎		収尿器男子用簡易型		5,700	
	◎		◎		収尿器女子普通型		8,500	
	◎		◎		収尿器女子簡易型		5,000	
下肢・体幹機能障がい	◎	◎			※特殊寝台	8	154,000	児童の場合は学齢児以上(移動用リフトは3歳時以上) 児童の訓練用ベッドは159,200
					※便器	8	4,450	
					手すり(児は必須)	8	5,400	
					※移動用リフト	4	159,000	
	□	□			訓練いす	-	33,100	原則として3歳児以上
	◎	◎			入浴担架	5	82,400	入浴にあたって家族等他人の介助を必要とする児者(児童の場合は3歳児以上)
	◎	◎			※体位交換器	5	15,000	下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する者(児童の場合は3歳児以上)

障がい区分	該当する等級				種目	耐用年数	給付基準額(円)	要件
	1	2	3	4				
下肢・体幹機能障がい	◎	◎	◎		※居室生活動作補助用具(住宅改修費)	-	200,000	児童の場合は学齢児以上(特殊便器への取替えの場合は上肢2級以上)
	◎	□			※特殊マット	5	19,600	常時介助を要する児者(児童は2級以上で3歳児以上)
	◎				※特殊尿器	5	67,000	常時介助を要する児者(児童の場合は学齢児以上)
					等級制限なし ※入浴補助用具	8	90,000	入浴に介助を要する児者(児童の場合は3歳児以上)
下肢・体幹・平衡機能障がい	◎	◎	◎		移動・移乗支援用具	8	60,000	家庭内の移動において介助を必要とする児者(児童の場合は3歳児以上)
下肢・体幹・平衡機能障がい	◎	◎	◎	◎	木製T字杖つえ	1	2,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいでの支えの必要な方
	◎	◎	◎	◎	金属製T字杖つえ	1	3,000	
上肢機能障がい	◎	◎			特殊便器	8	151,200	児童は学齢児以上
音声言語障がい又は肢体不自由					等級制限なし 携帯用会話補助装置	5	98,800	発声・発語に著しい障がいを有する児者(児童の場合は学齢児以上)
腎臓機能障がい	◎		◎		透析液加温器	5	51,500	自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う児者(児童の場合は3歳児以上)
内部・体幹機能障がい				◎	ストーマ	-	7,000	高度の排便機能障がいを有する児者
				◎	ストーマ	-	9,000	高度の排尿機能障がいを有する児者
	◎	◎	◎	◎	紙おむつ	-	9,000	脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難な児者
呼吸器障がいまたは同程度の身体	◎		◎		ネブライザー	5	36,000	吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るために必要と認められる児者
	◎		◎		電気式たん吸引器	5	56,400	痰による呼吸困難を和らげるために必要と認められる児者
呼吸器障がい	○		○		酸素ボンベ運搬車	10	17,000	医療保険における在宅酸素療法の対象者
	◎		◎		酸素飽和測定装置	5	70,000	
共通	◎		◎		火災警報器	8	15,500	火災発生の感知及び避難が著しく困難な方のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	◎		◎		自動消火器	8	28,700	
					等級制限なし	3	15,200 36,700	転倒等により頭部を強打するおそれのある方(Asポンジ、革製・Bスポンジ、革、プラスチック製)
知的障がい					特殊マット	5	19,600	自らの排便後の処理が困難な児者
					特殊便器	8	151,200	
					火災警報器	8	15,500	火災発生の感知及び避難が著しく困難な方のみの世帯及びこれに準ずる世帯
					自動消火器	8	28,700	
					頭部保護帽	3	15,200 36,700	てんかん等により頻繁に転倒する児者
					電磁調理器	6	41,000	
								18歳以上

脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障がいに準じて取り扱います。

別表2-2 難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目等

対象者	種目	耐用年数	給付基準額(円)	性能
常時介護を要する者	便器	8	4,450	難病患者が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる)
	手すり	8	5,400	
寝たきりの状態にある者	特殊マット	5	19,600	褥瘡の防止又は失禁等による汚染 又は損耗を防止できる機能を有するもの
寝たきりの状態にある者	特殊寝台	8	154,000	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
自力で排尿できない者	特殊尿器	5	67,000	尿が自動的に吸引されるもので難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの
寝たきりの状態にある者	体位変換器	5	15,000	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
入浴に介助を要する者	入浴補助用具	2	90,000	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの
呼吸機能に障害のある者	電気式たん吸引器	5	56,400	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの
呼吸機能に障害のある者	ネブライザー	5	36,000	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの
下肢又は体幹機能に障害のある者	移動用リフト	4	159,000	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く
下肢又は体幹機能に障害のある者	居宅生活動作補助用具	—	200,000	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの
上肢機能に障害のある者	特殊便器	8	151,200	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く
下肢又は体幹機能に障害のある者	訓練用ベッド	8	159,200	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
火災の発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	自動消火器	8	28,700	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの
人工呼吸器の装着が必要な者	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	5	157,500	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの

別表3 移動支援事業基準給付額

①利用時間の基準(月の上限時間)

見守り等	一部介助	全介助
身体介護なし		身体介護あり
18時間/月	24時間/月	30時間/月

* 障害支援区分認定調査票「2-7移動について」の項目が見守り以上であることとし、その区分を目安とする(参考として区分3以上は概ね身体介護ありとする)。

②単位(サービス事業費)の設定

(単位:円)

	個別支援		グループ支援
	身体介護なし	身体介護あり	
30分未満	1,000	2,500	500
1時間未満	1,500	4,000	800
以降30分毎加算	700	800	400
利用者負担金	上記単価の1割負担を原則とする。		

* 30分単位の算定については、15分以上切り上げ・15分未満切り捨てとする。早朝・夜間・深夜の加算は考慮しない。

別表4 日中一時支援事業基準給付額

1時間あたりの給付相当額単価は以下のとおり。

	中軽度 身体障害者手帳3級から6級の児童 療育手帳B1・B2	重度 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級から3級	特別 重度訪問介護対象者 行動援護対象者
利用者負担金	サービス事業者ごとに設定		
サービス事業費 (1時間)	530円	580円	800円
年間利用限度時間	120時間	120時間	120時間

* 利用者負担金・サービス事業費についてはタイムケア事業に準ずる。